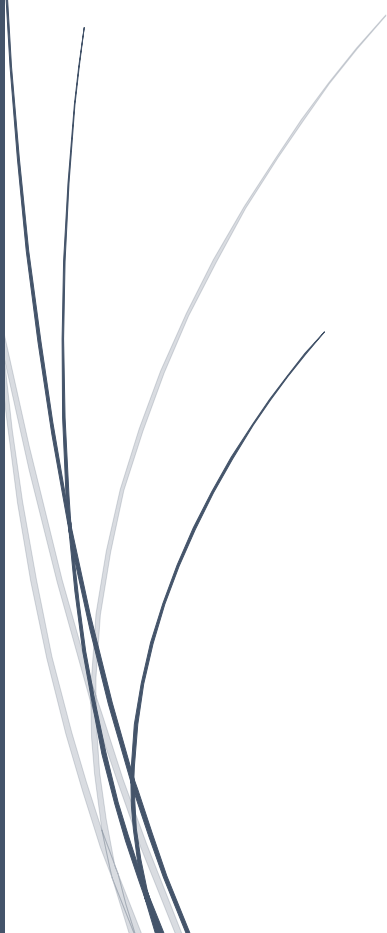


感染症及び自然災害における 業務継続計画（BCP）

株式会社 nankin

ケアプランセンター てらす



目次

1 共通事項	2
(1) 目的	2
(2) 基本方針	2
(3) 対応体制	2
(4) ICT ツールの活用	3
(5) 研修・訓練の実施	3
(6) BCP の検証・見直し	4
2 感染症における対応	4
(1) 平時からの備え	4
(2) 初動対応	5
(3) 感染防止体制の確立	5
3 自然災害における対応	6
(1) 平常時の対応	6
(2) 緊急時の対応	7
(3) 他施設及び地域との連携	7
(別紙) 感染症及び自然災害発生時における利用者支援について .	8

1 共通事項

(1) 目的

本計画は、感染症及び自然災害が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、定めた実施事項を平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

感染症及び自然災害発生時の利用者支援についての詳細な対応は「(別紙) 感染症及び自然災害発生時における利用者支援について」にて定める。

(2) 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

① 職員の安全確保

職員の生命を守り、生活の維持及び感染拡大防止に努める。

② 利用者の安全確保

利用者は重症化リスクが高く、感染症の罹患及び自然災害発生時に深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して安全の確保に努める。

③ サービスの継続

利用者の生命、身体の安全、健康を守るために最低限必要となる機能を維持する。

(3) 対応体制

感染症及び自然災害発生時の対応体制は以下のとおりとする。

① 自然災害及び感染症対策本部長：曾根 孝洋

② 対策本部における職務

- ・ 緊急対応に関する意思決定
- ・ 関係各部署との窓口
- ・ 医療機関との連携
- ・ 関連機関、他施設、関連業者との連携
- ・ 感染防護具の管理、調達

(4) ICT ツールの活用

感染症及び自然災害発生時にも事業所以外で業務継続できるよう、次の ICT ツールを活用する。

ICT ツール	ソフト名	活用場面
チャットツール	Chatwork LINE	<ul style="list-style-type: none">● 災害時に電話回線が繋がりにくい状況での連絡手段● グループチャットによる迅速な情報共有、情報の一元化
ビデオ通話	ZOOM FaceTime 等	<ul style="list-style-type: none">● 非接触による安全性を確保しながらのカンファレンス開催● 遠隔地の関係者と直接的なコミュニケーションの実現
クラウド型介護ソフト	カイポケ	<ul style="list-style-type: none">● 利用者データを自動でバックアップ● 事務所以外の場所からケアプラン等を作成
インターネット FAX	カイポケア プリ	<ul style="list-style-type: none">● リモートにもよる FAX データの送受信● 送受信のデータを電子的に管理・保存
クラウドストレージ	OneDrive	<ul style="list-style-type: none">● 紙の書類をデータ化してクラウドストレージに保存し、リモートからデータにアクセス● 自動的なバックアップ機能によりデータの損失等を回避
電話アプリ	LINE	<ul style="list-style-type: none">● 災害時に電話回線の制約を受けない通信手段の確保● 場所に固定されない通信環境の実現

(5) 研修・訓練の実施

ア 本計画に基づき以下の研修を実施する。

① 入職時研修

- ・ 時期：入職時
- ・ 担当：管理者
- ・ 方法：BCP の概念や必要性、感染症及び自然災害に関する情報を説明する。

② BCP 研修（全員を対象）

- ・ 時期：年 1 回
- ・ 担当：管理者
- ・ 方法：BCP の概念や必要性、感染症及び自然災害に関する情報を共有する。

イ 本計画に基づき以下の訓練を実施する。

- ・ 時期：年 1 回
- ・ 担当：管理者
- ・ 方法：BCP に基づき、役割分担、実施手順、人員の代替え、物資調達方法の確認などを机上訓練で確認する。

(6) BCP の検証・見直し

以下の活動を定期的に行い、BCPを見直す。

- ・地域の関係者とBCPに関する検討会を設置する。
- ・BCPに関連した最新の動向を把握する。
- ・訓練の実施により判明した新たな課題と、その解決策をBCPに反映させる。

2 感染症発生における対応

(1) 平時からの備え

ア 体制構築・整備

- ・意思決定者及び担当者は、感染症及び自然災害対策本部長とする。

イ 感染症防止に向けた取り組みの実施

- ・新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードで示された「[感染防止の5つの基本](#)」及び厚生労働省からの「[高齢者施設等における感染対策等について](#)」を踏まえ、以下の感染防止に取り組む。
 - ①体調不安や症状があるときは自宅で療養するか医療機関を受診する
 - ②利用者宅でのマスクの着用及び日頃からのせきエチケットの実施
 - ③アルコール等による消毒、換気など感染まん延の予防。
 - ④手洗いを日常の生活習慣とする
 - ⑤適度な運動と食事により健康な生活を送る
- ・ICT ツールを活用（※）したりリモートワークの環境を整備する。
 - ※「1.共通事項（4）ICT ツールの活用」参照。
- ・以下の行政機関から最新の情報を収集する。
 - ①厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
 - ②広島県の新型コロナウイルス感染症のホームページ
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/>
 - ③東広島市の新型コロナウイルス感染症のホームページ
https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/kinkyu/kansensho_taisaku/index.html

ウ 備蓄品の確保

- ・備蓄品リストを年1回確認し、不足分を補充する。

(2) 初動対応

- ・感染疑い者が発生した際の初動対応について、迅速な行動ができるよう準備しておく。

ア 対応主体

- ・感染症及び自然災害対策本部長を最高責任者とする。

イ 第一報

- ・感染疑い者が出た事実、本人の容態、感染前後の経緯等を確認する。
- ・主治医や地域で身近な医療機関、あるいは、受診・相談センターへ電話連絡、指示を受ける

ウ 感染疑い者への対応

a 職員

- ・医療機関受診
- ・自宅待機指示（リモート勤務）

エ 感染者への対応

a 職員

- ・発症日を0日目として5日間は事業所への出勤及び利用者宅への訪問を控え、かつ症状が軽快した場合でも、24時間程度は同対応とする。
- ・自宅療養中も可能な範囲でリモート勤務を継続していく。

c 関係機関への連絡

- ・陽性結果について、東広島市健康福祉部介護保険課、西部東生環境事務所・保健所に報告する。

(3) 感染防止体制の確立

ア 濃厚接触者への対応

a 職員

- ・新型コロナウイルス感染者との接触日を0日目として5日間は事業所への出勤及び利用者宅への訪問を控え健康観察を行う。

- ・リモート勤務にて業務継続する。

イ 関係者との情報共有

- ・時系列にまとめ、感染者の情報、感染者の症状を報告、共有する。

3 自然災害における対応

(1) 平常時の対応

ア 建物・設備・勤務の安全対策

- ・利用者・家族および関係者とチャット（※）やメール等の電話以外の連絡方法を確保する。※チャットツールは Chatwork、LINE を使用。
- ・紙による書類保存を減らし、電子保存とする。
- ・電子保存したデータをクラウド（※）上で保存する。※クラウドストレージは onedrive を使用。
- ・不安定に物品を積み上げず、日ごろから整理整頓を行い、転落を防ぐ。
- ・出勤通路に関して複数の出勤ルートを検討する。
- ・職員が本指針を適宜閲覧できるようホームページに掲載する。

イ 電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策

a 電気が止まった時の対策

- ・電気なしでも使える代替品(乾電池や手動で稼働するもの)の準備や業務の方策を検討する。

b 水道が止まった時の対策

- ・飲料水用のペットボトルなどの保管方法を検討する。
- ・飲料水は、定期的に使用し、新しいものと入れ替える。
- ・対応策（削減策）生活水の多くは「トイレ」「食事」「入浴」で利用

c 通信が麻痺した場合の対策

- ・被災時は固定電話や携帯電話が使用できなくなる可能性があるため、日頃からメールやチャット等の連絡手段で関係機関と連絡が取れる体制を構築していく。

d システムが停止した場合の対策

- ・PC、サーバ、重要書類などは、浸水のおそれのない場所に保管しておく。
- ・電子データはローカルではなく、クラウド上で保存していく。

ウ 必要品の備蓄

- ・被災時に必要な備蓄品は備蓄品リストを使用して、計画的に備蓄する。
- ・備蓄品によっては、賞味期限や使用期限があるため、担当者を決めて、定期的にメンテナンスを行い、備蓄品リストを見直す。

(2) 緊急時の対応

ア 業務継続計画（BCP）発動基準

a 地震

- ・東広島市において営業地域の震度 5 以上の地震が発生した場合。

b 水害

- ・東広島市において営業地域の大型台風や大雨により川の氾濫、高潮が見込まれる場合。

イ 自らの身の安全の確保

- ・地震の場合、揺れが収まるまで頭を保護し待機する。その後、避難経路の確保、ガラス片等で受傷しないよう注意して移動する。

(3) 他施設及び地域との連携

- ・単独での事業継続が困難な事態を想定して施設・事業所を取り巻く関係者との協力関係を日頃から構築しておく。

(別紙) 感染症及び自然災害発生時における利用者支援について

(1) 安否確認

- ・利用者の安否を迅速に確認する。
- ・チャットツールや電話を活用して多職種と連携を図りながら、利用者の安否確認を行う。
- ・災害時利用者安否確認シートにて利用者の安否確認を記録する。

(2) 医療機関への搬送

- ・利用者の状況に応じて医療機関への搬送をサポートする。

(3) サービスの継続

- ・利用者の生命、身体の安全、健康を守るために必要不可欠と判断されたサービスに関しては、感染防止策を徹底した上でサービスの提供を継続する。
- ・通所系、宿泊系サービスに関しては利用を中止する場合があるが、訪問系サービスに関しては、感染防止策を徹底した上でサービスの提供を継続する。

(3) 日常生活のサポート

- ・多職種で連携しながら生活必需品の確保や食料・水の供給サポートを行う。

(4) 情報提供

- ・利用者やその家族に対して、現状の情報や安全対策、必要な行動についての情報を提供する。

(5) その他

- ・利用者の状況に応じて、その他の必要なサポートを提供する。